

京都市消防局訓令乙第15号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防音楽隊規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市消防局長 長谷川 純

第4条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「場合」の右に「及び前項の内容調査書の回答を受領した場合」を加え、「速やかに依頼（承諾）書」を「速やかに当該依頼（承諾）書及び内容調査書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 局長は、前項の規定により派遣演奏を決定したときは、依頼（承諾）書の写しに承諾印（第2号様式）を押し、別に定める消防音楽隊派遣演奏内容調査書（以下「内容調査書」という。）を添付して依頼者に交付するとともに、内容調査書の回答を受領したうえ、派遣演奏に係る細部事項について打合せを行うものとする。

第8条中「この訓令」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの訓令」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

消防音楽隊派遣演奏依頼(承諾)書

(宛先) 消 防 局 長	年 月 日
依頼者の氏名(団体又は法人にあっては、名称及び代表者名)	

消防音楽隊の派遣演奏を次のとおり依頼します。			
日 時	年 月 日 (曜日)	時 分 ~	時 分
演奏の所要時間	約 分		
行事の名称			
演奏場所	<input type="checkbox"/> 屋 内 <input type="checkbox"/> 屋 外		
演奏場所の所在地			
参集予定人数	約 名		
演奏内容	<input type="checkbox"/> 座奏又は立奏 <input type="checkbox"/> パレード <input type="checkbox"/> ドリル		
雨天時の対応	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 中止		
担 当 者	(電話)		
※受付印	※承諾印	※カラーガード隊	※備考
		※使用車両	

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 「担当者」の欄は、演奏内容等についての調整ができる方の氏名と連絡先を記入してください。
- 4 依頼(承諾)書は、演奏実施日の3箇月前から1箇月前までに、京都市消防学校又は演奏場所を管轄する消防署に提出してください。
- 5 派遣演奏を承諾した場合は、消防音楽隊派遣演奏内容調査書を送付します。必要事項を記入のうえ、依頼(承諾)書を提出された京都市消防学校又は消防署に提出してください。また、演奏の依頼内容によって、電話又は京都市消防学校まで来校いただいての細部の打合せが必要な場合があります。
- 6 派遣演奏を承諾した場合であっても、災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、出動し、又は待機する必要があるとき等は、派遣演奏を取りやめることがあります。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の京都市消防音楽隊規程の規定により依頼し、又は承諾されている消防音楽隊派遣演奏依頼（承諾）書は、改正後の京都市消防音楽隊規程の規定による消防音楽隊派遣演奏依頼（承諾）書とみなす。

(消防局消防学校教養課)